

第10回 兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 資料
(審議事項)

平成29年1月23日

神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用
について

兵後広第727号
平成29年1月23日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会 御中

(実施機関)

兵庫県後期高齢者医療広域連合長

蓬 萊



諮 問 書

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第4号の規定に基づき、
下記の事項について貴審査会の意見を求めます。

記

神戸市における介護予防効果検証事業に関するレセプトデータの利用について
(条例第8条「提供の制限」に関して)

1 提供する個人情報

(1) データ内容

貴審査会から、平成28年11月8日付け答申第1号(以下「前答申」という。)により、個人情報を目的外利用のために外部に提供することに関し、その公益上の必要性についてご意見をいただいた「在宅医療データ分析調査に関する神戸市へのデータ提供」に係るレセプトデータと同じもの

(参考)

別紙「レセプトデータ抽出仕様について」に記載する抽出条件に該当する後期高齢者医療レセプトデータのうち、下記の項目(以下「本件データ」という。)

保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、郵便番号、
年齢(生年月日)、診療年月、医療機関コード、医療機関郵便番号、
診療行為コード、診療行為名称、診療行為点数、傷病名コード、傷病名、
算定回数、日付、診療実日数、レセプト全国共通キー

(2) 対象年度等

平成26年度及び平成27年度の2年分及び平成28年6月分

また、平成28年6月分以外の平成28年度分及び平成29年度以降の本件データについては、在宅医療データ分析調査にかかる本件データの提供時期に合わせて利用する。

2 提供先

神戸市

3 利用方法

本諮問に対する答申を受け当広域連合が承諾した後、神戸市に提供された本件データを利用する。

4 神戸市から第三者へのデータ提供について

介護予防効果検証事業では、本件データを、まず、情報連携基盤システムサーバに移管した上で、①情報連携基盤システムの開発事業者である「エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社」が本件データについて「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行い、②この「連結不可能匿名化処理」済のデータを研究機関等に提供することで分析等の介護予防検証事業が実施されることになっている。

そのため、神戸市に対し、第三者に本件データを提供するにあたっては、契約等により個人情報の厳格な取扱いを行うことを条件として課すものとする。

5 データ提供を受ける第三者

(1) 情報連携基盤システム開発事業者

エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社

(2) 研究機関

株式会社 NTT データ経営研究所

国立大学法人千葉大学

国立大学法人東京大学

平成 29 年 1 月 23 日

兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 蓬萊 務 様

神戸市長 久元 喜道



介護予防効果検証事業に関する後期高齢者医療レセプトデータの利用について

平素は、本市行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市が在宅医療データ分析調査を実施するに当たり、貴広域連合が保有する後期高齢者医療のレセプトデータについて、昨年 11 月に提供について承諾いただき、兵庫県国民健康保険団体連合会より提供を受けたところです。一方で、本市では、医療・介護・健康等の行政が保有するデータを一体的に管理し、分析評価、施策展開等を行う技術基盤（情報連携基盤システム）の構築を行い、介護予防効果検証事業を実施することとしております。

つきましては、先般ご提供いただいた後期高齢者医療のレセプトデータを同事業に利用させていただきたく特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. データの提供をお願いする理由

本市において、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて、介護予防の推進をはじめ、医療、介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築をめざし、取り組みを進めています。平成 27 年度介護保険制度改正を受けて、介護予防の推進を強化するため、エビデンスに基づく効果的で戦略的な介護予防施策の展開を目指し、医療・介護・健康等の行政が保有するデータを一体的に管理し、分析評価、施策展開等を行う技術基盤（以下「情報連携基盤システム」という。）の構築を行っています。

平成 28 年度国立研究開発法人日本医療研究開発機構パーソナル・ヘルス・レコード（PHR）利活用研究事業において、本市は、実施主体となる国立大学法人千葉大学に実証モデル自治体として協力をを行い、国立大学法人東京大学、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所とともに情報連携基盤システムを活用した取り組みを進めております。

こうした取り組みにより、介護予防のエビデンスに基づく効果的で戦略的な介護予防の推進とこれによる健康寿命の延伸、健康格差の縮小、中長期的には、介護保険給付費の上昇抑制、新規要支援・要介護認定率の上昇抑制、医療保険給付費の上昇抑制を期待することができますが、そのためには後期高齢者における医療情報が不可欠です。

2. 利用するデータ及び対象年度等

(1) データ内容

在宅医療データ分析調査に関し承認をいただいたレセプトデータ
(参考)

別紙「レセプトデータ抽出仕様について」に記載する抽出条件に該当する後期高齢者医療レセプトデータのうち、下記の項目

保険者番号、後期高齢者医療被保険者証の記号・番号、性別、郵便番号、年齢（生年月日）、診療年月、医療機関コード、医療機関郵便番号、診療行為コード、診療行為名称、診療行為点数、傷病名コード、傷病名、算定回数、日付、診療実日数、レセプト全国共通キー

(2) 対象年度等

平成 26 年度、平成 27 年度の 2 年分及び平成 28 年 6 月分

なお、平成 28 年 6 月分以外の平成 28 年度以降のデータについても、在宅医療にかかるレセプトデータ提供時期に合わせて、利用させていただきたい。

3. データ保護について

貴広域連合より提供いただいているデータに、氏名は含まれないが、個人番号（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）が含まれるため、「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、厳格に取り扱います。

4. 神戸市から第三者へのデータ提供について

提供いただいたデータについては、神戸市庁内において情報連携基盤システムサーバに取込みます。分析にかかるデータセットの作成、匿名加工情報の作成を情報連携基盤システムの開発事業者である「エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社」に委託し、研究機関等へは、「連結不可能匿名化処理」（他の情報と照合することによる特定の個人の識別ができないようにする処理）を行ったうえで提供します。

また、本市に設置する情報連携基盤システムサーバと分析用端末を専用の回線（IP-VPN 回線）を用いてオンライン結合を行い、「千葉大学予防医学センター」内の関東分析拠点に、分析用端末を設置、リモートアクセスにより提供データの分析作業を行います。

なお、本市と情報取扱事業者である「エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社」の間では委託契約を締結し、契約約款に基づき、厳格に個人情報の保護に努めます。また、当該データ提供先と本市の間で適正なデータ管理にかかる協定を締結致します。この協定においては、提供データの取扱について「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規定」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、神戸市からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務付けます。

5. データ提供先

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

6. データ提供を受ける第三者

エヌ・ティ・ティ アイティ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
国立大学法人千葉大学

7. その他

その他、データ授受にあたり必要な事項については、貴広域連合の指示に従います。

8. 添付資料

- ・レセプトデータ抽出仕様
- ・レセプトデータ等の授受に関する協定書の一部を変更する協定書(変更協定書) (案)
- ・レセプトデータ等の授受に関する協定書(原協定書)
- ・神戸市とデータ提供先との協定書 (案)
- ・情報連携基盤システムの概要

以上

レセプトデータ抽出仕様について

1. 概要

医科診療報酬点数表のうち、初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）を算定している後期高齢者医療レセプトデータ情報を抽出する。

（対象保険者）

神戸市9区＋北須磨支所

2. 仕様詳細

（1）抽出条件

- ア 後期高齢者医療レセプト
- イ 抽出対象保険者で神戸市内・市外医療機関受診レセプト（県外含む）
- ウ レセプト電算処理による請求分（紙レセプト請求分は除く）
- エ 一次審査返戻分及び過誤返戻分を除く
- オ 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コードを含んだレセプト情報から抽出

（2）抽出対象診療年月

平成26年度と平成27年度の2年分及び平成28年6月分

※データベース上に保持する全てのデータから抽出する。

（3）抽出項目

- ア 保険者番号 8桁で表示 3928XXXX
- イ 被保険者証の記号・番号 8桁で表示
- ウ 患者郵便番号 7桁で表示
(診療年月の1日時点の被保険者郵便番号を取得)
- エ 性別 男「1」女「2」
- オ 年齢 3桁で表示(診療月の1日を起算日として生年月日から計算)
- カ 診療年月 和暦5桁で表示
- キ 医療機関コード 10桁で表示 XX1XXXXXXXX
- ク 医療機関郵便番号 7桁で表示
- ケ 診療行為コード 9桁で表示 初・再診料（A000～A002）、医学管理等（B000～B014）、在宅医療（C000～C171）に区分される診療行為コード
- コ 診療行為名称 診療行為の名称
- サ 診療行為点数 診療行為の対象となった点数
- シ 傷病名コード 7桁で表示
- ス 傷病名 傷病の名称
- セ 算定回数 診療行為の対象となった回数
- ソ 日付 1日～30日を項目設定、各項目に算定した回数を取得
- タ 診療実日数 対象となった回数
- チ レセプト全国共通キー レセプト単位に付番されたコード

（4）ソート順

診療年月、保険者番号、レセプト全国共通キー、診療コードの順

（5）出力形式

CSV形式で出力

情報連携基盤システム の概要

情報連携基盤システムの概要

(目的)

超高齢社会の進展に伴い、単身高齢者や老々世帯、認知症高齢者の増加等支援が必要な高齢者の増加は喫緊の課題である。また、近年では地理的利便性や社会資源の状況等地域の実情により、高齢者の生活状況や健康状態に違いがあることがわかってきている。このような中、健康診断情報や介護保険等の個々の事業において、独立したシステムで所有している神戸市高齢者の健康情報をデータベース化し、医療・健康・介護等データ連携による、高齢者の実態に関する評価分析と、地域の実状に応じた戦略的かつ重点的な介入の効果検証による、エビデンスに基づく効果的な介護予防施策展開を目的としている。

(目指す効果)

介護予防事業の質の向上、詳細で正確な本市の現状を捉え、戦略的に対策をとることができ、業務の効率化を図ることができる。また、戦略的で効果的な介護予防の取組みにより、健康寿命の延伸を計り、認定率や介護サービス利用率の上昇を抑制、中長期的には、社会保障制度の抑制を目指す。

分析用端末の運用の流れ(案)

回線

- 本事業にかかる関係機関との協定締結
- 分析用端末設置場所の環境の確認(施設環境、人の出入り環境等)
- 関東の分析拠点とIP-VPNで連結

使用登録

- 分析用端末管理責任者を定め、分析用端末使用者登録名簿を作成する。使用登録の際は、データの取扱いに関する誓約書を分析用端末管理責任者へ提出する。
- 誓約書、登録名簿に基づき、アカウントの設定を行う。

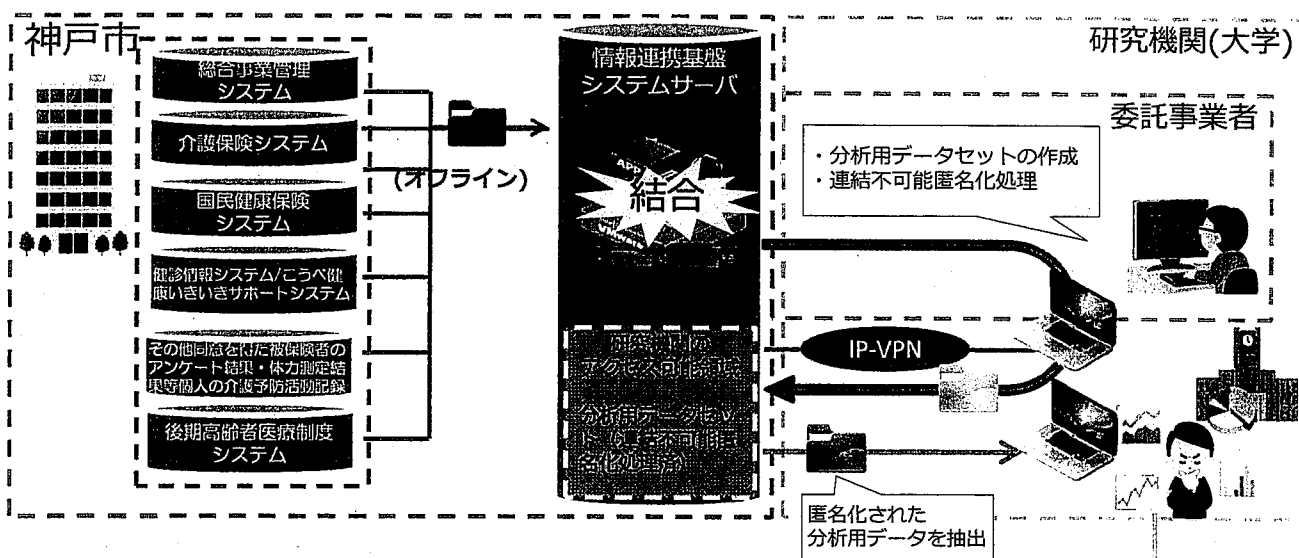
事前申請

- 分析用端末使用にあたっては、事前にスケジュールリングを行い、分析用端末使用申請書を神戸市へ提出する。
- 神戸市は、申請書にあった期間のみネットワークの接続を行う。(常時、ネットワークは物理的に遮断する。)

使用後

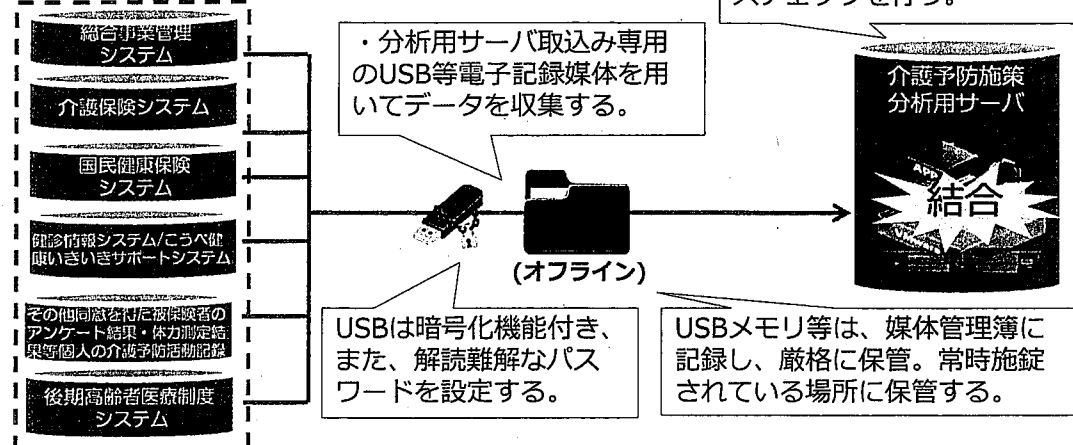
- 学識経験者がアクセス可能な領域に保存された匿名化された分析用データセットを用いて、分析を実施する。
- データの保存は分析用端末では行わず、アクセス可能領域のフォルダに保存する。
- データの書き出しは、統計データのみとし、統計データは分析サポートを行う委託事業者が抽出する。
- 使用後はネットワークの接続を切り、施設できる場所で保管する。

情報連携基盤システムの構成



各所管課が所有する情報を、分析用サーバへ記録媒体等を用いて取り込み管理する。学識経験者より指定のあったデータ項目について、委託事業者により結合し、連結不可能匿名化処理を行って、統計分析のために必要なデータセットを作成する。研究機関は連結不可能匿名化処理された分析用データセットのみを、分析用端末において閲覧することができ、分析を行う。なお、分析用端末と情報連携基盤システムサーバはIP-VPN回線を通じてリモートアクセスを行うため、端末における書き込み、持ち出し制限を行っており、統計データ処理されたデータのみ、神戸市においてデータ内容を確認の上、提供を行う。

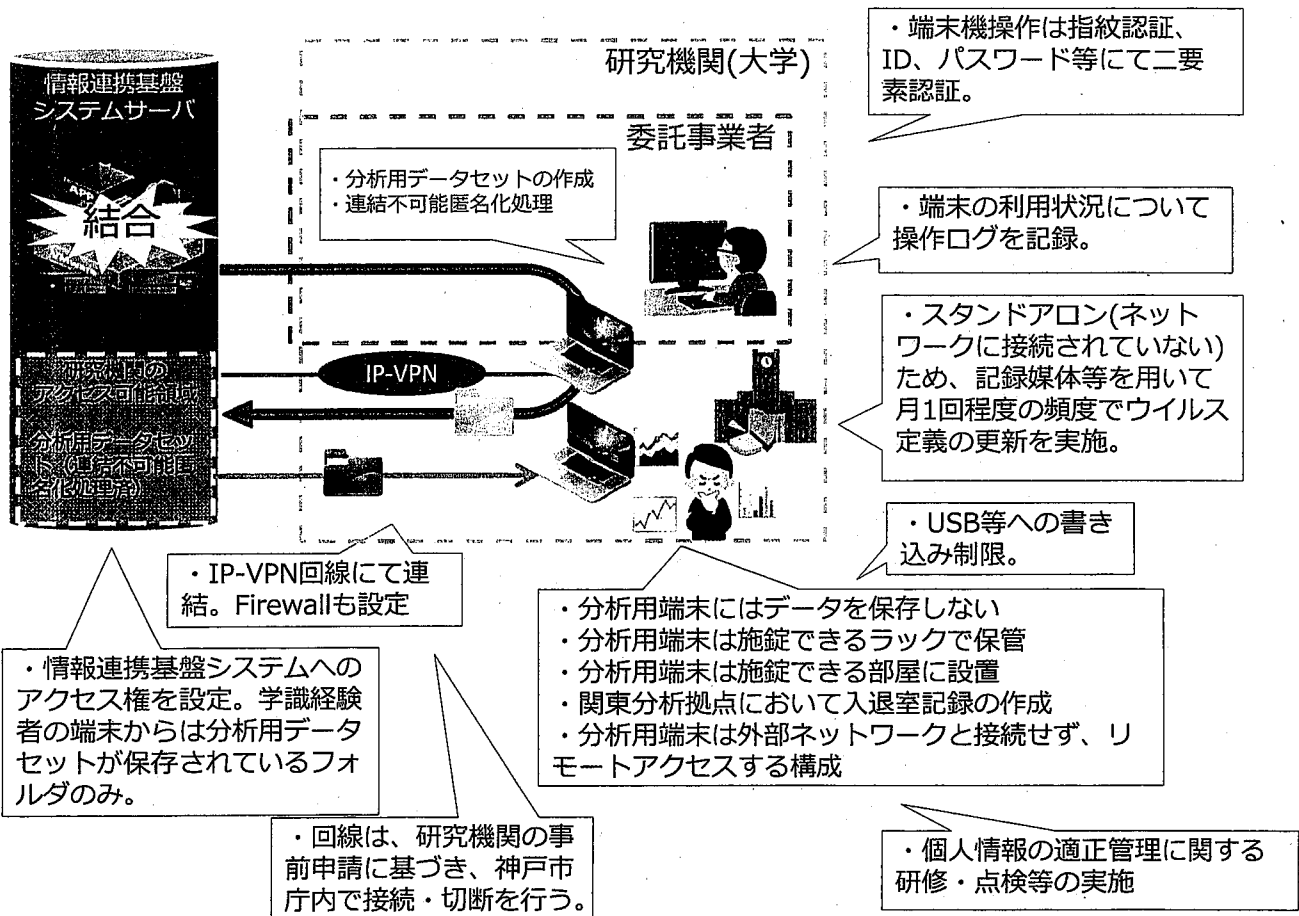
情報の収集について



介護予防施策分析用サーバに関して



関東分析拠点について



レセプトデータの授受等に関する協定書の一部を変更する協定書(案)

平成 28 年 11 月 17 日付をもって神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）の間で締結したレセプトデータの授受等に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を、次のように変更する協定を締結する。

原協定書文中、「在宅医療の」を「在宅医療又は介護予防に関する」に変更する。

本協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、記名捺印の上、各々 1 通を所持する。

平成 29 年 月 日

甲 神戸市
代表者 神戸市長
久元 喜造

乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長
蓬萊 務

レセプトデータの授受等に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「乙」という。）とは、乙が甲に提供するレセプトデータに係る情報（以下「本件情報」という。）の授受等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ対策基準第98条に基づき、甲乙間の本件情報の授受等を承諾するにあたり必要事項と責務を定めるものである。

（情報の内容）

第2条 本協定における本件情報の内容については、乙の保有するレセプトデータのうち甲が実施する在宅医療の分析調査に必要な情報とする。

（情報の提供手段）

第3条 甲と乙の間における本件情報の提供は、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られたデータにより行う。

2 甲と乙との間における本件情報の提供は、暗号化を行い解読困難なパスワードを設定した電子媒体の受け渡し、又は兵庫県国民健康保険団体連合会保険者専用ネットワークのネットワーク回線を介して行う広域連合電算処理システムのオンライン処理にて行う。

（取扱い上の責務）

第4条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、甲の責任において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良なる管理者の注意義務をもって本件情報を適正に管理すること。
- (2) 本件情報の全部又は一部を在宅医療の分析調査以外の目的で複製し、又は複製しないこと。
- (3) 本件情報の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止すること。
- (4) 甲は、本件情報の漏えい、紛失等の事故が発生したときは、乙に直ちに通知するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況について書面をもって報告すること。
- (5) 甲は、本件情報を取り扱う者に対し、セキュリティに関する研修その他取扱者の資質向上を図るための研修を実施するものとし、当該研修の実施状況について乙に報告するものとする。
- (6) 甲は、本件情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、甲の本件情報にかかる保有期間は提供を受けた日から5年間を限度とし、保有期間を超える本件情報については確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（情報取扱責任者）

第5条 甲は、本件情報の取扱いにあたり、あらかじめ情報取扱責任者を置き、その氏名を乙に通知しなければならない。情報取扱責任者を変更した場合も同様とする。

（情報提供の制限）

第6条 甲は、本件情報を、法令並びに甲及び乙が施行する個人情報保護条例に規定のある場合を除き、在宅医療の分析調査以外の目的で使用してはならない。

2 甲は、委託により在宅医療の分析調査を行おうとする場合は、委託業者に対し、本件情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は本件情報の適正な

管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(委託業者の指導、監督等)

第7条 甲は、前条第2項の場合において、委託業者に対し、個人情報等の取扱いに安全な管理が行われるよう、指導、監督を行わなければならない。

2 甲は、委託業者における本件情報の取扱いについて、すべての責任を負うものとする。

(秘密等の保持)

第8条 甲及び乙は、本件情報を取り扱う際に知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならない。本協定が解除された後もまた同様とする。

(法令等の遵守)

第9条 甲及び乙は、後期高齢者医療制度運用上必要な情報を保護するために、次の法令ほか関係法令及び兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティポリシーを遵守し、これに従わなければならない。

(1) 地方公務員法(昭和25年12月13日法律第261号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

(3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(4) 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

(5) 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成18年条例第19号)

(6) 甲が施行する個人情報保護条例等

(有効期間等)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の3カ月前までに甲又は乙の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

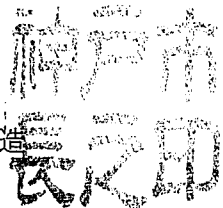
(その他)

第11条 この協定書に定めるもののほか、後期高齢者医療制度に係る情報を授受等する際の取扱いに関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

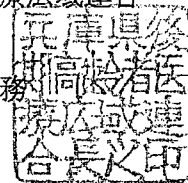
この協定の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年11月17日

甲 神戸市
代表者 神戸市長
久元 喜造



乙 兵庫県後期高齢者医療広域連合
広域連合長
蓬萊



平成 28 年度日本医療研究開発機構パーソナル・ヘルス・レコード(PHR) 利活用研究事業「介護予防施策へのパーソナル・ヘルス・レコード(PHR) の利活用モデルの開発」に基づき実施するプロジェクトに対する研究協力に関する協定書(案)

神戸市(以下、「A」という)、国立大学法人千葉大学(以下、「B」という)、国立大学法人東京大学(以下、「C」という)、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所(以下、「D」という)は、平成 28 年度日本医療研究開発機構パーソナル・ヘルス・レコード(PHR) 利活用研究事業「介護予防施策へのパーソナル・ヘルス・レコード(PHR) の利活用モデルの開発」に基づき実施する事業(以下「本事業」という。)に基づき実施するプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、健康寿命の延伸に向けて、介護予防ニーズの高まりに対応した質の高い多様なサービス整備がもためられていることから、健康・医療・介護データの活用による、介護予防・生活支援サービスの個別事業評価と需給実態を踏まえた施策評価を行うことにより、介護予防の戦略的施策の策定につなげることを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 A・B・C・Dは、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力し、プロジェクトを実施する。

- (1) モデル地域における介護予防事業参加者データの評価分析に関すること
- (2) 医療・介護・健康等データ* (国保特定健診データ、後期高齢者健診データ、基本チェックリストデータ、日常生活圏域ニーズ調査データ、要介護認定データ、保険料賦課データ等) の紐付けと縦断分析による事業効果評価・要介護リスク要因の分析に関すること
- (3) 地域資源データの活用による需要と供給の現状分析に関すること
- (4) 今後の介護予防施策の検討に関すること
- (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること

*個人を特定できない状態の情報を用いて分析する。

2 前項の事項を効果的に推進するため、A・B・C・Dは適宜協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、A・B・C・Dが合意のうえ実施する。

(期間)

第 3 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(個人情報等の保護)

第4条 B・C・Dは、個人情報(神戸市個人情報保護条例(平成9年10月神戸市条例第40号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する個人情報をいう。)及び個人情報以外の秘密に係る情報その他Aが指定する情報(以下「個人情報等」という。)の保護の重要性を認識し、プロジェクトの実施にあたって、個人情報等を取り扱う際には、個人その他のものの権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

2 A・B・C・Dは、プロジェクトの実施にあたって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 A・B・C・Dは、その使用する者が、在職中及び退職後において、プロジェクトの実施にあたって知り得た個人情報等を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないように必要な措置を講じなければならない。

4 B・C・Dは、を処理するに当たって知り得た個人情報等その他の情報を、Aの書面による承諾を得ることなく目的外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは利用させてはならない。

5 前3項の規定は、プロジェクト終了等の後においても、同様とする。

6 A・B・C・Dは、プロジェクトに係る個人情報等の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7 B・C・Dは、Aから提供されたデータ等をAの書面による承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

8 B・C・Dは、前各項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちにAに報告し、Aの指示に従わなければならない。プロジェクト終了等の後においても、同様とする。

9 Aは、B・C・Dがプロジェクトの実施にあたって取り扱っている個人情報等の取扱状況について、必要があると認めるときは、Aに対し報告を求め、又はその検査をすることができる。

10 B・C・Dは、Aから前項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

11 B・C・Dは、プロジェクトの実施にあたって個人情報等を収集するときは、プロジェクトを遂行するするために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(情報セキュリティポリシー等の遵守)

第5条 神戸市は、B・C・Dへの協力に関し、「電子計算機処理にかかるデータ保護管理規程」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。また、B・C・Dは、プロジェクトの実施にあたって、各機関における情報セキュリティポリシー取扱に定める事項を遵守しなければならない。

(事故発生時の報告義務等)

第6条 B・C・Dは、このプロジェクトの実施において事故が発生し、又は事故の発生が予想

されるときは、直ちにその旨をAに報告し、その指示を受けなければならない。

2 Aは、プロジェクト実施において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

(調査等)

第7条 Aは、プロジェクト実施に関し必要があると認めるときは、B・C・Dに対して報告を求め、調査を行い、又は適切な措置を求めることができる。

2 B・C・Dは、前項の規定によりAから報告を求められ、若しくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、又はAから調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(プロジェクト終了等の後の措置)

第8条 B・C・Dは、プロジェクトの実施にあたってAから提供され、又はB・C・Dが収集し、若しくは作成した文書等その他の物品を善良な管理者の注意をもって管理し、契約終了等の後直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。複製物についても同様とする。ただし、Aが別に書面により指示したときは、その方法によるものとする。

2 B・C・Dは、プロジェクトの実施にあたる土地上又は建物若しくは工作物の内部に動産等を置き、又は第三者に置かせたときは、プロジェクト終了等の後直ちにこれを撤去しなければならない。

3 前項の場合において、B・C・Dが、正当な理由がなく、一定の期間内に物件を引き取らず、その他原状に復さないときは、Aは、B・C・Dに代ってこれを処分することができる。この場合において、B・C・Dは、異議なくAの処分に従うとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合、A・B・C・Dは協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

A：神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

B：千葉県千葉市中央区亥鼻1丁目8番1号
国立大学法人千葉大学予防医学センター
予防医学センター長

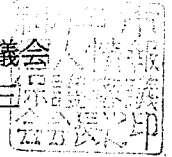
C：東京都文京区本郷7丁目3番1号
国立大学法人 東京大学
総長
代理人 大学院医学系研究科
事務長

D：東京都千代田区平河町2丁目7番9号JA共済ビル10階
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所
代表取締役社長

答 申 第 5 8 7 号
平成 28 年 10 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 5 号及び第 3 項の規定に基づき、平成 28 年 10 月 24 日付け神保高介第 3207 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムへの情報項目の追加のための
後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第 7 条「収集の制限」に関して)

- 1 後期高齢者が要介護状態となるリスクの要因を探求するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合が保有する後期高齢者医療レセプトデータを収集することは、介護予防効果検証の充実を図り、より効果的な介護予防施策の展開を可能とするもので、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

答 申 第 591号
平成28年10月24日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三

答 申

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、平成28年10月24日付け神保高介第3207-4号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

情報連携基盤システムと介護予防効果検証のための分析作業拠点との
オンライン化について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 介護予防効果検証のための情報連携基盤システムを、関東に設置されたデータの分析拠点とVPN回線でオンライン化することは、学識経験者による、より効率的かつ詳細なデータ分析を可能とし、効果的な介護予防施策の展開に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。
また、電子計算機結合により、個人情報を提供する分析作業拠点に対しては、提供する個人情報が適正に取扱われるように協定を締結する等、必要な措置を講じられたい。

兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月29日
条例第19号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）
- 第3章 個人情報の開示請求等の権利
 - 第1節 開示請求権（第13条—第24条）
 - 第2節 訂正請求権（第25条—第29条）
 - 第3節 利用停止請求権（第30条—第34条）
- 第4章 審査請求等（第34条の2—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第43条）
- 第6章 罰則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合の適正かつ円滑な運営を図り、かつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。
- (3) 実施機関の職員 実施機関の事務部局に勤務する職員をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (6) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(7) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

（住民の責務）

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

(1) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(2) 個人情報取扱事務の名称

(3) 個人情報を収集する目的

(4) 個人情報を収集する根拠

(5) 個人情報の対象者の範囲

(6) 個人情報の記録項目

(7) 個人情報の主な収集先

(8) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先

(9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報を取り扱う事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 広域連合長は、前2項の規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。この場合において、審査会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べることができる。

4 広域連合長は、第1項及び第2項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

5 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利

厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 次条第1項ただし書の規定により、他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第6号の規定に該当して本人以外のものから個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定除外個人情報（特定個人情報を除いた個人情報をいう。以下同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに特定除外個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該特定除外個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該特定除外個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、特定除外個人情報を実施機関以外のものへ提供することができる。

（適正な維持管理）

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（委託等に伴う安全確保の措置等）

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに行わせようとするときは、契約等により、当該実施機関以外のものが講ずべき安全確保の措置を明らかにしなければならない。

2 個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を行う実施機関以外のもの（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、前項の安全確保の措置を講じなければならない。

3 個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（職員等の義務）

第12条 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人（本人の委任による代理人をいう。以下同じ。））は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人（特定個人情報にあっては、法定代理人又は任意代理人）であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号において同じ。）の評価、診断、判断、選考、指導、相談等（以下「開示請求者の評価等」という。）に関する情報であつて、開示することにより、当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずると認められるもの
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、開示請求者以外の個人を識別することができるもののうち、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると

認められるもの

- (4) 法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない情報
- (5) 実施機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 開示することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護又は生活の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間)内に実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、不開示決定があったものとみなすことができる。

(開示しないこととする理由の付記等)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、時の経過等によって当該理由が消滅することをあらかじめ明示できるときは、その旨を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、時の経過等によって、その全部又は一部を開示できることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

(第三者の意見の聴取等)

第21条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第35条及び第36条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 個人情報の開示は、個人情報記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による個人情報の開示にあっては、当該個人情報記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することが

できる。

3 第14条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求の特例)

第23条 実施機関があらかじめ定めた自己情報に限り、開示請求者は、当該自己情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があったときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

(費用の負担)

第24条 この条例の規定により個人情報記録された公文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

2 特定個人情報の開示請求において、広域連合長は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、前項に規定する費用の額を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正の請求)

第25条 何人も、第22条第1項及び第23条第2項により実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

(訂正請求の手続)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第27条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の収集目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該個人情報の訂正を行った上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の場合において、必要があると認めるときは、実施機関は、訂正に係る個人情報

の提出先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外の者に限る。））に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項及び前項の規定により訂正請求に係る個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、第1項及び前項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

（訂正決定等の期限）

第29条 前条第1項及び第3項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、不訂正決定があつたものとみなすことができる。

第3節 利用停止請求権

（利用停止の請求）

第30条 何人も、実施機関から開示を受けた自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。）（以下「対象個人情報」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該対象個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条（第4項を除く。）若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9号に規定する特定個人情報ファイルをいう。以下この条及び第32条において同じ。）に記録されているとき 当該対象個人情報の消去

(2) 第8条、第8条の2若しくは第8条の3の規定に違反して利用若しくは提供されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該対象個人情報の利用又は提供の停止

(3) 第9条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該対象個人情報の提供の停止

- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

（利用停止請求の手續）

第31条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る対象個人情報を特定するために必要な事項

(3) 利用停止を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(対象個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における対象個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る対象個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該対象個人情報の利用停止をすることにより、当該対象個人情報の収集目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該対象個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）及び必要があると認めるときは、当該対象個人情報の提供先に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る対象個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る対象個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第31条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用不停止決定があつたものとみなすことができる。

第4章 審査請求等

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第34条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があつた場合の手続)

第35条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に

諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第36条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第37条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（苦情の処理）

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（広域連合長の助言）

第39条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の保護について報告を求め、又は助言をすることができる。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第40条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第41条 広域連合長は、毎年度1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(他の法令等との調整)

第42条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(委任)

第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第44条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は個人情報取扱事務受託者等が行う個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報を含む情報であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を第三者に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第45条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条 前3条の規定は、兵庫県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第48条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示又は第23条第2項の規定による開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月3日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年8月6日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。）及び第30条第1項第2号の改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分を除く。）に限る。） 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条に2号を加える改正規定（同条第8号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2に係る部分（情報提供等記録に係る部分に限る。）に限る。）、第28条第1項の次に1項を加える改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第30条第1項の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）並びに第31条第1項、第32条及び第33条の改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日

(3) 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成28年2月16日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第35条第1項に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

平成19年3月29日

条例第20号

(設置)

第1条 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第18号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第19号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の公平かつ適正な運営を推進するため、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。
- (2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第5号に規定する公文書をいう。
- (3) 個人情報 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報公開条例第20条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (2) 個人情報保護条例第35条に規定する審査請求に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、個人情報保護条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項を調査審議すること。

2 審査会は、前項各号に掲げる事務を所掌するほか、次に掲げる権限を有するものとする。

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いに関して報告を受けること。
- (2) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関して調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(組織)

第4条 審査会は、委員7人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査の権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった裁決に係る公文書又は個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第9条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出された場合には、審査請求人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するものとする。

(提出資料の閲覧)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は写しを交付しようとするときは、当該閲覧又は交付に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(費用の負担)

第12条 前条の規定により写しの交付を受けるものは、情報公開条例第19条又は個人情報保護条例第24条第1項の規定の例により、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第13条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申)

第14条 審査会は、諮問実施機関に対し、文書により答申しなければならない。

2 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第16条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、兵庫県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月4日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年8月6日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年2月16日条例第6号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。